

令和 8 年度 第 6 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 8 月 20 日(木) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第 1 号 農地の使用貸借に係る合意解約の届出について
- 第3 報告 第 2 号 農地利用集積促進計画について
- 第4 議案 第1号 農地法第3条第 1 項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第2号 農地法第4条第 1 項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第3号 農地法第5条第 1 項の規定による許可申請について
- 第7 議案 第4号 非農地証明について
- 第8 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 田中克行 6 番 横川太一 7 番 桐田 司 8 番 反田在帰子
9 番 横田一幸 10 番 大村理之 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（9 名）

吉岐和功、永井不二夫、浅野博照、本多昌平、盆子原温、野田英夫、
原田 薫、井上清澄、鈴川雄司

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 8 年度第 6 回江津市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 今年も暑い日が続いていますが、そうした中、7 月の熊本地震、加えて千葉での記録的な集中豪雨災害など、自然災害の多い年となっています。被害

者の方々に対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。また本日は、新体制となって初めての総会です。新任の横田委員や桐田委員におかれましては、早速、調査報告の案件があるようです。慣れるまでは大変だと思いますが、よろしくお願いします。また、先日は、研修会にご参加いただきましてありがとうございました。新任の方はもとより、私たち再任者も含めて農業委員会業務や農地中間管理機構業務についての再認識をさせていただいたところです。加えて、研修会の中で説明がありましたように、農地利用状況調査が始まります。農地パトロールは、農地法第 30 条に則り、全国の農業委員会が、毎年全ての農地を対象に現地調査を行なうものです。法に基づいて、農地の管理や有効利用、地域の農業振興のために、農地利用の最適化等の重要な役割となっていますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いします。なお、森林化・原野化など荒廃している農地が増えている昨今、判定が難しい状況も出てきます。疑問に思う点があれば、事務局と相談しながら進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。それでは着座して総会を進めさせていただきます。

会 長 ただいまより、令和 8 年度第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員から欠席、仲津委員から少し遅れるという連絡を受けています。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程のとおり進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、4 番 原田委員、5 番 田中委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地の使用貸借に係る合意解約の届出について

《 二宮町神村 》

会 長 次に、日程第 2、報告第 1 号「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。

事務局 報告第 1 号「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」です。1 番

か月です。賃貸借で 10a あたり●●●●円です。次頁に地図が添付してあります。ご一読ください。以上です

会 長 ただ今、事務局から報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようですので、報告のとおり、「農地の使用貸借による合意解約の届出について」と「農地利用集積等促進計画について」は、ご了承願います。

農地法第 3 条第 1 項

＜ 浅利町 ＞

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」です。番号 1 番です。農地の所在は、浅利町●●●番●、地目は畑、面積は 160 m²、浅利町●●●番●、地目は畑、面積は 177 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●郡●●町●●●丁目●●番●●-●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、令和 5 年頃から、申請地を譲受人が借りて耕作しており、今回あらためて所有権移転を行なって、耕作を継続するということです。無償移転です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図 1 ページです。8 月 18 日に現地を確認しました。国道 9 号線から●●●m ほど●にあります●●●●●●●●●と●●●●●●●●の●●●●を●●して、約●●m で●●して、●●●●さんの進入路を入れて、民家を縫うように●●m くらい入った●●が現地です。現状は草刈りをして、綺麗な状態になっています。譲受人の方は●●●●●さんの代表ということで、近いところなので、管理の心配はないと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 桜江町後山 》

会 長 次に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の桐田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 番号 2 番です。農地の所在は、桜江町後山●●●番●、地目は畑、面積は 3,893 m²、桜江町後山●●●番●、地目は田、面積は 1,034 m²、桜江町後山●●●番●、地目は田、面積は 887 m²です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。状況的には、譲渡人と譲受人は親子関係で、以前から一緒に耕作をしていたとのことで、譲渡人が高齢なため、譲受人が親から引き継ぎ所有権移転を行なうための申請です。無償移転です。以上です。

会 長 それでは、桐田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 2 頁です。8月 17 日に現地にいきました。現地は、桜江町●●という集落です。位置図で畑は広く赤く着色してあります。現在、●●●さんが耕作をしておられるところで、母親が高齢になり、自分が耕作することになると相続を受けたところです。イノシシ柵等を設置して獣害の対策をして耕作をしておられました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、可決されました。

《 桜江町江尾 》

会 長 次に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 番号 3 番です。農地の所在は、桜江町江尾●●●番、地目は畑、面積は 95 m²、桜江町江尾●●●番、地目は畑、面積は 173 m²、桜江町江尾●●●番●、地目は畑、面積は 230 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●県●●市●●丁目●●●番地●です。状況としましては、譲受人が隣接の家屋を同時に購入して、その隣接農地で家庭菜園をするということでの取得です。対価は 10a あたり●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 8月14日14 時から現地確認をしました。●●さんのご両親が亡くなってから、農地の維持管理について相談を受けており、田については、●●●●●が水稻を作付けてます。また建物についても、休日には居住地の浜田から帰って管理をしておりました。このたび、所有権移転が決まったと喜んでおられました。農地の場所は、位置図 3 頁です。カラー写真を見てもらって、図面左から八戸川に沿って、●●●●●●●が通っています。図面上方は川戸方面、左側が長谷方面になります。中央の●●●●●●●●●●付近に●●●●●●●と●●●●●●●●●の●●●があり、八戸川に架かっている●●●を渡ったところが江尾地域です。図面右側の集落があり、●●●●という●の●●に今回の申請地があります。この地域は水田が広がっており、稲作が中心の地域計画区域内で、圃場整備が計画されております。今回の申請地については、計画区域外の農地で、譲渡人の家屋と隣接の畑です。譲受人の●●●●●●●は●●●からの 1 ターンで、農作業の経験はありませんが、宅地建物、車庫、納屋を購入し、隣接する農地で家庭菜園を行いたいとのことでした。従事日数も年間 150 日以上としており、地域の共同作業にも参加したいと言っておられました。問題ないと思います。審議をよろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等

ございませんか。

4 番委員 申請には問題ないと思うのですが、譲受人の●●さんは夫婦で引っ越してこられたとの話ですが、年齢は何歳くらいでしょうか。

事務局 ●●さんは65才、●●さんは61才です。

4 番委員 わかりました。

会 長 ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」は、可決されました。

農地法第4条第1項

《 都野津町 》

会 長 次に日程第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の横田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」です。1番です。農地の所在は、都野津町●●●●番、地目は畑、面積は128㎡です。申請人は●●●さん、●●市●●●町●●●●番地です。保佐人が●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用目的としては、住宅地の拡張です。申請地を隣接地と併せて昭和38年に取得して住居を建て、昭和49年に増築をしたという状況ですが、その際に無許可で建築していたようで転用許可を取得した事実は確認できませんでした。申請人が、売買のために調査をしたところ、農地ということが判明したため、今回の申請に至りました。申請人が成年後見人を設定している状況で、本人による始末書等の提出に至らなかったということもあり、書士が上申書で状況を詳細に記載して、申請書に添付しております。以上です。

会 長 それでは、横田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 場所は、●●●●●●の●●付近の●●●●●の前から●方面に向けて

●●を約●●●m進んだ突き当り●●の土地です。約●●m進むと玄関がある住宅になっています。四方は完全に塀で囲われておりまして、中に入ることはできませんでしたが、庭と家屋敷地になっているようです。確認にあたって、●●司法書士から状況の聞取りを行って状況把握しました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

4 番委員 事務局に確認したいのですが、先ほど成年後見人のことを言われたのですが、保佐人の●●さんという方が成年後見人ですか。

事務局 そうです。

4 番委員 ということは、●●●さんは、認知症か何かを患っていて、自分では意思表示できない状態ですか。

事務局 詳細はお聞きしていないのですが、意思表示できない状態のため保佐人を設定しているとのことで、売買の話になった折に、保佐人と行政書士との話の中で申請書および上申書等が作成されたということです。

4 番委員 ということは、お子様とかもいらっしゃらないということですか。

事務局 おられません。

4 番委員 わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項

《 都野津町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の横田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。1番です。農地の所在は、都野津町●●●●番●、登記は畑、現況は雑種地、面積は396㎡です。譲渡人は、●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。譲受人は、●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●さん、●●県●●●●●●市●●●●●●●●●●番地●です。転用目的は蓄電施設の設置ということで、施設用地とするためです。対価は10aあたり●●●●●●●●円になっています。工期は、許可日から令和9年7月31日までです。

会 長 続いて、横田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 場所は、●●●号線●●●町●●●付近で、●●●●●●●●●●及び●●●●●●の●●●●●●の●●●●●●●●●●があり、さらに●●の農地が今回の申請地です。17日に現地を確認しました。備考欄に申請人が●●●●行政書士となっているので、連絡して状況をお聞きしました。現況は●●●●●●●●沿いということもあり、区画整理されて宅地同様です。付近に耕作中の農地も無く、転用は止むを得ないと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等ございませんか。

5番委員 細かすぎて申し訳ありませんが、●●●●●●市から来ているのですが、ほかに似たような施設用地のために、用地取得のコンタクトを取っているということはわかりませんか？江津市内で他にもっている土地情報とか…

事務局 この会社が申請地以外ですか。譲受人の●●●●●●は今回が初めての用地取得です。他にはないですね。

5番委員 下衆な勘ぐりだけど、●●●●●●市から来ているから、これからまた他からも来るのかもしれない。

事務局 可能性はありますね、この申請を行う前に調査の依頼があり、候補地がないかとずいぶん検討したようで、農地の状況や何種農地かという問合せがきました。それによって、今回の申請ということです。したがって、他の候補地も視野に入れて検討しているかもしれません。

5番委員 わかりました。とりとめのない質問ですみません。

会 長 事務局をお願いしたいのですが、この系統用蓄電池施設の概要を皆さんに説明してあげてください。

事務局 系統用蓄電池施設というのは、簡単に家いえば大型電池です。太陽光発電

施設といえば、パネルを設置して発電し送電するというものですが、その発電した電力を貯めておく施設が必要ということです。形状は運搬用の大型コンテナみたいな物で、箱型の大型電池を連ねて置くという状況になります。

本多推進委員　近くに太陽光発電はないでしょう？周りにあるかな？

事務局　太陽光パネルが近くになくても送電線さえあれば蓄電できます。例えば、市外で太陽光発電施設があれば、蓄電を江津市で行うことでもできます。

4番委員　前回、非農地の申請があって、現在、敬川で整地工事というか、設置というか、あれと同じものということですね。

事務局　同じものですね。

4番委員　会社は違うのですか。

事務局　会社は違います。

4番委員　要するに土地の価格が安いから、という理由でしょうか？

事務局　おそらくその通りだと思います。全国的な流れとしてこちらに情報が入っているところでは、太陽光発電施設のパネル等の設置はすいぶん行き届いているが蓄電施設が行き届いていないので、今後は蓄電池施設の設置に力を入れるということを聞いています。

会　長　よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会　長　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」は、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神主 》

会　長　次に、日程第6、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の横田委員並びに仲津推進委員がおいでにならないので事務局から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 4 号「非農地証明の交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、江津市二宮町神主●●●番●、地目は畑、面積は 307 m²です。所有者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。状況としましては、昭和 40 年頃から耕作しておらず、原野化しており、現況に合わせて地目変更登記を行なうためとのことです。所有者は●●●さんですが、管理をしているのは、先々月に隣接地の非農地承認を受けた●●●●氏ということでした。以上です。

会 長 それでは、横田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 場所ですが、これは、国道 9 号線●●●●●●から●●方面に進み、●●●の二●●●●●を通過して●●●の橋を●●して約●●●m進むと地図に●●という記載のある家があり、奥に入ると申請地が確認できます。この場所ですが、添付してある現況写真のとおり、完全に山林化しており、雑木もかなり背が高いものもあり、竹林となっている箇所もあります。そのような場所です。以上です。

会 長 それでは、事務局から追加報告はございますか。

事務局 横田委員と同行して現地を確認しました。原野化、山林化している状況でとても農地に復元するということはないと思われました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、証明することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他について、総会に諮るべき事案、事務局からなにかございますか。

事務局 特にございません。

会 長 その他、みなさんからなにかありますか。よろしいですか。

会 長 それでは事務連絡のほうは総会終了後に行ないます。以上で日程の全て

を議了いたしました。これをもちまして、令和8年度第6回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は9月 24 日木曜日ここ江津市総合市民センターで開催しますのでよろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 08 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員